

那須塩原市内 令和7年8月の相談件数 60 件

1 全体上位

順位	商品分類	件
1位	インターネット通信サービス（光回線・電話勧誘・訪問販売・解約）	9
2位	商品一般（不審な電話・身分詐称・不審なメール・フィッシング）	7
3位	食料品（海産物・電話勧誘・ダイエットサプリ・定期購入・解約）	5
3位	理美容（脱毛エステ・クーリングオフ・美容院・施術不良）	5
5位	融資サービス・他の金融関連サービス（多重債務・投資詐欺）	4
5位	他の役務（過払金請求・副業のコンサルティング・家賃債務保証）	4

2 世代別分類上位

世代	1位	件	2位	件	3位	件
～10代	商品一般、自動車、 娯楽等情報配信サ ービス	各1				
20代	理美容	5	内職・副業	4	玩具・遊具	3
30代	レンタル・リー ス・賃借、役務そ の他	各5	インターネット通 信サービス	3	パソコン・パソコ ン関連用品、相隣 関係	2
40代	商品一般、化粧品	各4	内職・副業	3	インターネット通 信サービス、娯楽 等情報配信サービ ス、他の教養・娯 楽、他の行政サー ビス	2
50代	商品一般	9	化粧品	8	役務その他	6

60代	商品一般	6	化粧品、インターネット通信サービス	各5	相談その他	3
70代	商品一般	11	化粧品	9	インターネット通信サービス	4
80代～	魚介類	4	商品一般、健康食品、預貯金・証券等	各3	修理・補修	2

今月のポイント

・「1 全体上位」の1位「インターネット通信サービス」のうち、訪問販売で月額料金が安くなると言われて光回線を契約したが担当者の話と違っていたので解約したい、という相談がありました。契約書面を受け取って8日以内であれば初期契約解除制度により契約を解除することができます。簡易書留など送付した記録が残る方法で事業者へ通知を出しましょう。また、電話勧誘で料金が安くなると言われ光回線の契約をしたが解約したい、という相談もありました。電話勧誘によって契約するとき、電気通信事業者は提供条件の概要をわかりやすく記載した説明書面を消費者に交付することが義務付けられています。こちらも契約書面を受け取って8日以内であれば初期契約解除制度により契約を解除することができます。どちらも、工事前であれば解約できるケースもあります。

・困ったときは、消費生活センター（0287-63-7900）にご相談ください。